

「第4次川崎市自殺対策総合推進計画」を策定しました

本市では、国の「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」、平成26年4月に施行した「川崎市自殺対策の推進に関する条例」に基づき策定している「川崎市自殺対策総合推進計画」について、第3次計画期間終了に伴い、「学校・事業主・地域住民組織等の身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指す」という基本理念のもと、本市の現状やこれまでの成果と課題を踏まえ、より一層の自殺対策の推進を図るため、「第4次川崎市自殺対策総合推進計画（案）」を取りまとめました。この度、市民の皆様から寄せられた御意見を踏まえ、一部を当初案に反映するとともに、時点更新などの修正等を行った上で「第4次川崎市自殺対策総合推進計画」を策定しました。

1 意見募集の実施結果

- (1) 意見の募集期間
令和5年12月1日（金）～令和6年1月22日（月）
- (2) 意見提出数（意見件数）
7通（11件）
- (3) 結果の概要
資料1のとおり

2 計画の概要

資料2のとおり

※計画本編については、川崎市ホームページにて公開しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000140511.html>



3 資料

資料1 「第4次川崎市自殺対策総合推進計画（案）」に関する意見募集の実施結果について

資料2 第4次川崎市自殺対策総合推進計画 概要版

問合せ先
川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課 塚田
電話 044-200-2430

健康福祉局における計画策定等について

本市では、平成26年度に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」（以下「推進ビジョン」といいます。）を策定し、高齢者に限らず、すべての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

川崎市総合計画のもと、「推進ビジョン」を上位概念として、基本的な考え方や課題を共有しながら各関連個別計画（以下「計画」といいます。）を策定・改定しましたので、今後、計画に基づき施策を推進するとともに、計画間で横断的連携を図りながら、地域包括ケアシステムの構築や推進に向けて必要な取組を進めていきます。

川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン

～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らの望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現～

No	計画名称	パブリックコメント実施期間
①	第7期川崎市地域福祉計画（令和6～8年度）	令和5年12月1日～令和6年1月22日
②	第9期かわさきいきいき長寿プラン（令和6～8年度）	令和5年12月1日～令和6年1月22日
③	第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版（令和3～8年度）	令和5年12月1日～令和6年1月22日
④	かわさき健康づくり・食育プラン（第3期川崎市健康増進計画（令和6～17年度）・第5期川崎市食育推進計画（令和6～11年度））	令和5年12月1日～令和6年1月5日
⑤	第4次川崎市自殺対策総合推進計画（令和6～11年度）	令和5年12月1日～令和6年1月22日
⑥	かわさき保健医療プラン（令和6～11年度）	令和5年12月20日～令和6年1月31日
⑦	川崎市感染症予防計画（令和6～11年度）【新規】	令和5年12月20日～令和6年1月31日
⑧	川崎市国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)・第4期特定健康診査等実施計画（令和6～11年度）	令和5年12月1日～令和6年1月24日
⑨	第5期川崎市ホームレス自立支援実施計画（令和6～10年度）	令和5年12月1日～令和6年1月5日

横断的連携を図りながら推進